

第47回 前橋市水道事業等運営審議会 議事録

日時：令和6年11月8日（金）午前10時から正午まで

会場：前橋市水道局3階会議室

1 開会

山本経営企画課長

委員が9人のうち、8人出席しており、前橋市水道事業等運営審議会条例に定める会議の開催要件である過半数の委員の出席を満たしているため、今回の会議の成立が確認された。

2 議事

水道事業等運営審議会条例に基づき、田中会長を議長として議事を進行した。

議事録署名人は田中会長及び高山委員とすることが確認された。次の議事について、事務局が順次説明を行い、質疑応答を実施した。

- (1) 前橋市水道事業等令和5年度決算の概要について
- (2) 下水道使用料の改定について
- (3) 経営戦策定スケジュール等の変更について
- (4) その他

【質疑応答】

1 前橋市水道事業等令和5年度決算の概要について

(議長)

令和5年度決算の概要について、何か意見はあるか。

(委員A)

参考までに伺うが、決算の確定及び公表時期は、いつ頃なのか。

(事務局)

数字が固まるのは6月頃で、その後9月議会で認定を受けてから、公表となる。その流れで今回の審議会での報告となっている。

(委員A)

P10～P11について、処理場・ポンプ場施設の維持管理及び老朽管の改築・更新の説明文が、令和6年度当初予算の資料と同一である。本来ならば、この決算報告では、その年度に何を行ったか、という実績を記載すべきと考える。施設の維持管理等の業務においては、予防保全の面等からも苦勞も多いはずなので、そういった取組実績のようなことを記載しても良いのではないか。また、水質浄化センター更新事業についても、当初予算で、その年度の予定を記載し、決算では、その進捗報告を行うというような書き方が良かったのかな

と感じた。また、P 7には、水道施設の図解ということで、写真入りで全体の水道事業の流れが分かりやすく記載されているが、こういった記載を下水道事業についても、取り入れてはどうか。

(議長)

今回の報告では、あくまで概要説明なので、数字をメインに資料作成していただいているという経緯もあるかと思うが、委員Aの言うように、もう少し詳細に記載していただけると理解しやすいかもしれない。また、今回の本題ではないが、先に料金改定を実施した水道事業については、想定のスミュレーションどおりに進んでいるのか。

(事務局)

水道事業については、来年4月に2段階目の改定を控えているが、おおむねスミュレーションどおりの状況で、現財政計画のとおりに進んでいると考えている。

(議長)

基本的な部分だが、例えばP 1の下図の右の軸には、年度末残高との記載があるが、これは、企業債の累積残高ということではよろしいか。

(膽熊公営企業管理者)

お見込みのとおりで、今残っている借金の残高という理解でよろしいかと思う。

(委員B)

P 16～17に関し、標題には、「見通し」との記載があるが、資料の内容としては、過去の実績がメインとなっているので、もし、もう少し見通しの数字が出ているのであれば、そちらの数字を記載して説明する方が、使用料改定の必要性が分かりやすいと感じる。

(議長)

おっしゃるとおりと思うが、その辺りの見通し等については、資料2で事務局から詳細な説明がなされるかと思うので、そちらの説明を聞いていただいた上で、改めて議論させてもらえればと思う。

(議長)

次第1については、他に意見もないようなので、この内容で進めることとしてよろしいか。

一同承認

2 下水道使用料の改定について

(委員A)

P 3について、財政計画見直し前の－5.5億円、－28.5億円という数

字は、令和7年度末の見込みという理解でよろしいか。また、この数字は、公表していない数字か。先ほどの説明で、企業債の拡充が改善理由として挙げられているが、これは、今よりも多く企業債を発行することが可能になるという意味合いでよろしいか。

(事務局)

お見込みのとおりである。このまま何もしないと、令和7年度末に繰越財源がマイナスになり、令和8年度からは、赤字スタートになるという意味合いである。また、この数字については、今回の使用料改定のために、試算した数字であるため、公表している数字ではない。現在財政計画に計画されている各事業について、現時点の状況で金額等を精査し直した数字をベースにしている。企業債の拡充については、企業債の中に資本費平準化債というものがあり、この借入限度額が令和6年度から増えたため、より多く借入れができるようになったものである。

(委員A)

そうすると、企業債の拡充については、その後の償還の見通し等も踏まえて、無理のない範囲で拡充を行うという理解でよろしいか。制度上、拡充可能かもしれないが、拡充した結果、将来的に経営が厳しくなるようなことがあると困ると危惧している。

(事務局)

15年間で償還できる見込みの上での拡充である。また、そもそもの話であるが、今、現金を確保できないと、現時点で償還すべきもののさえ、支払いができないことになりかねないため、おっしゃるとおり、借金を重ねるような形にはなるが、赤字解消をまずは優先させていただくということである。

(議長)

P5について、実際に災害が発生した場合には、別の財源による手当が可能という理解でよろしいか。

(事務局)

実際に被災した場合は、別の起債メニューで対応し、一時的な費用捻出は可能である。

(委員A)

汚水公費負担金について、資料1 P8の令和5年度決算の中の「一般会計からの繰入金」のうち、約7.7億円が、本来ならば受益者負担として下水道使用料収入で賄うべきところを汚水公費負担金という形で繰り入れている部分という理解でよろしいか。この数字は、市民とすると興味のある数字であると思うが、この汚水公費負担金の数字は、公表されているものか。

(事務局)

お見込みのとおりである。令和8年度から令和11年度までの平均が約7.

7億円となる見込みである。また、全体としての一般会計繰入金の額は、公表している。ただし、その内訳等の詳細については、公表していない。ただし、総務省に提出する決算統計というものがあり、この中には、基準内及び基準外の繰入金の額が明記されているため、調べようと思えば、調べられる数字である。

(委員A)

P10について、「分流式による汚水処理費」に対して汚水公費負担金を繰り入れているとの記載があるが、これが、先ほどの7.7億円ということか。

(事務局)

そうである。

(委員A)

前橋の場合、合流式と分流式の割合が9:1と記憶しているが、この1割に対して、7.7億円を繰り入れているということか。

(事務局)

厳密に言えば、分流式に相当する資産の減価償却費が維持管理費用として、毎年計上されており、その金額に一定の割合を乗じて算定した額を負担金相当額として繰り入れている。

(委員A)

今回の資料を見ると、合流式の9割の部分は、繰り入れが無く、分流式の1割の部分のみに汚水公費負担金を繰り入れているというように読める。

(事務局)

合流式の場合は、雨水も処理しているため、この雨水部分については、当然公費が投入されている。

(議長)

委員Aの言うとおりの、この資料の記載を読むと、分流式にのみ負担金が繰り入れられているように見えてしまう。合流式でも、雨水相当部分は、当然公費負担金が繰り入れられている、という部分が不明瞭である。資料については、記載を改めていただきたい。

(事務局)

資料については、表現を工夫する。

(委員A)

今後、改定に伴い、市民に説明する際には、誤解の無いようにしていただきたい。

(事務局)

一部、補足と修正をさせていただきたい。分流式と合流式の割合について、先ほど委員Aの仰っていた割合は、旧市内におけるものであり、市全体で見た場合、県の管轄である流域下水道に接続する部分も含めると、分流式:合流式

が 8 : 2 の比率となっている。

(委員 B)

確認だが、分流式の場合、雨水は、そのまま処理せずに河川に流しているだけだが、資産上の維持管理経費が必要なので、負担金を一般会計から繰り入れてもらっているということか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員 C)

整理させてもらうと、前橋市全体でみると、分流式：合流式が 8 : 2 ということでよろしいか。投入すべき公費について総務省が定めている繰出基準については、合流式に関しての基準ということか。

(事務局)

今回は、污水公費の議論であったため省略させてもらったが、繰出基準とは、一般会計から負担を受けるべき費用を定めている基準であり、その中の 1 つとして、雨水に関連する費用等が含まれているということである。つまり、この基準に含まれている費用は、当然に一般会計からも負担すべき費用であるが、この基準にない費用、つまり本来公費負担すべきでない費用であっても、一般会計側と水道局側が協議した上で、認められたものについては、一般会計から負担金として繰り入れてもらっているということであり、それが今回の污水公費負担金である。そして、この污水公費負担金については、本来、公費負担すべきでない、換言すれば下水道使用料で賄うべき費用であるので、減らしていくべきである、という考え方である。

(委員 C)

繰出基準内の費用は、当然に税金で負担すべき費用なので、負担金としてもらっていて、それに加えて、特別に分流式において、例外的にもらっている污水公費負担金もあり、その負担金については、減らしていくべきであるということか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員 D)

資料 1 P 8 の一般会計からの繰入金約 27 億円のうち、繰出基準外のものが 7.7 億円ということだが、支出をまかなうためには、基準内の繰入金では足りなくて、その足りない部分の金額が基準外の 7.7 億円ということか。

(事務局)

同じ資料 1 P 8 の右側に、減価償却費等約 32 億円との記載があるが、この中には、分流式に相当するものも含まれている。その金額が 7.7 億円ということであり、単純な不足額ということではなく、減価償却費等に含まれる分流

式の割合に応じて算定した金額とご理解いただきたい。

(議長)

「雨水公費・汚水私費」が原則であるが、市としては、分流式による汚水処理に対しても、特例的に一般会計から繰り入れているということによろしいか。

(事務局)

そのとおりである。

(膽熊公営企業管理者)

資料1 P 8の決算の数字で見ると、約27億円繰り入れているが、そのうち20億円は、基準内の繰り入れであるが残りの7億円は、本来もらえるものではないが、一般会計との協議の上で、余分にもらっているという状況であるという状況である。この状況は、独立採算の原則に照らすと、適切なものではないという意見が委員からもあったと思うが、その状況を改善していきたいということである。

(委員A)

P 11について、汚水処理費を100とした場合、使用料収入60で足りない不足分の40を汚水公費負担金でまかなっているということか。

(事務局)

汚水公費負担金については、使用料収入での不足分を補うという性質のものではなく、汚水処理経費における分流式の経費相当額に応じて、算定するものであって、不足分に応じて、金額を上げられるという性質のものではない。したがって、使用料収入及び汚水公費負担金で不足する部分は、純損失となる。

(委員A)

そうすると、P 11で言うところの使用料不足分10というのは、どのように補っているのか。

(事務局)

このページは、今の使用料のままで行くと、というイメージであるが、令和8年から11年までの次期財政計画上は、このまま改定を行わない場合、この不足分10が赤字になるということである。

(委員A)

P 11は、未来の話で、このままいくと、令和8年度で赤字に転落するということは分かったが、現状は、どのような状況か。

(事務局)

なんとか黒字を保っている状況である。P 11でいえば、下水道使用料60が70で、不足分が0になっているというイメージである。

(委員A)

経費回収率を80%にするための分子分、つまり収入部分の説明が大半であったが、分母部分、つまり処理経費の削減についての説明が少なく感じる。企

業努力等の部分を具体的に聞きたい。

(事務局)

その点については、別の資料にまとめてあるので、後ほどお示しし、説明させていただきます。

(議長)

前回の会議では、改定率38%という数字が事務局から示されたが、その後、この審議会の意見等も踏まえ、財政計画の見直し、災害準備資金確保の撤回、経費回収率80%以上をはじめとする使用料改定の目的の再検討等をした結果、今回は改定率25%が示されたわけである。全体を通して、意見等あるか。

(委員A)

先ほども聞かせていただいたが、経費の削減に関する取組を教えていただきたい。

(事務局)

維持管理経費のうち、大きな部分を占める要素に、電気料金が挙げられる。具体的には、年間約2億円の費用が発生しており、この部分の削減効果は、高いと考えている。具体的な取組としては、六供清掃工場で発電した電力を自己託送という手法により、水道局で、割安で使用するにより、下水道事業で約2,000万円の削減を見込んでいる。また、同じく電気料金で言うと、清里前原受水場更新用地という現状、使用していない公有地を活用した発電事業により、約100万円の経費削減を見込んでいる。また、費用の平準化という面から、下水道施設に係るストックマネジメント計画を策定し、各年度における改築事業費のばらつきを平均20億円に平準化した。また、収入の増加策として、企業広告を水道局の検針票や公用車に掲載することによる広告収入の確保、炭化汚泥、不要鉄材の売却、下水接続の奨励、債券の利回り収入の確保等の施策を実施している。

(委員A)

実際に、様々な取組を実施していることが分かったので、こういった取組についても、紹介することにより、使用料を上げるだけでなく、企業努力もしているということが分かるので良いと思う。

(議長)

たしかに、こういった取組内容も資料に盛り込んでも良いかもしれない。

(委員A)

こういった取組により、結果として、経費回収率がどの程度改善するのかという試算はあるのか。

(事務局)

電気料金の削減が、最も効果が高いが、施設での電力使用量に応じ、効果も増減するため、はっきりした数字は、算出していないが、全体とすれば、0.

数%の効果は見込めると考えている。

(委員A)

市民に聞かれた場合、今のような回答ができるよう準備をいただければ、良いと思う。微々たるものではあるが経費削減等の経営努力もしていることが伝えられる方が良いと思う。水道料金及び下水道使用料は、検針票も1枚で、支払いも合算になっていると思うが、これらに関する徴収コストは、上下で配分して負担しているのか。

(事務局)

徴収については、上水事業で、一括して外部委託している。その上で、下水分の負担金を上水事業に支払っている。したがって、徴収に係るコストも下水道事業の経費に含まれている。

(委員A)

現状、電気やガスは、スマートメーターが普及しており、水道局でも大洞で、実証実験していると聞いているが、今後、スマートメーター化を推進していく動きはあるのか。

(事務局)

大洞での実証実験においては、おおむね順調にデータの転送できている。ただし、水道メーターに関して言うと、従来の機械式メーターが1台2,000円～3,000円程度で安価であるのに比べ、スマートメーターでは、10,000円～20,000円追加で費用が発生する状況である。今後、メーター単価が安くなってくれば、費用対効果を勘案し、導入を行う自治体も増えてくるとは考えているが、現時点では、どの自治体も実証実験に留まっているという状況であり、まだ、すぐに導入できるところまでは、きていないと考えている。

(委員A)

確かに現状だと、先行き不透明ではあるが、そういった実証実験や検討をおこなっているということも、アピールの一環として、紹介して良いのではないか。

(議長)

P24に県内12市の下水道使用料の比較があるが、これを見ると、少ない使用水量の区分を中心に、前橋市の料金は、県内でも安く抑えられている。これは、各種経営努力の表れと評価することもできると考える。

(委員B)

同じくP24について、8m³/月の区分の順位変動が少ないのは、何か理由があるのか。この区分は、従量料金の設定がないため、計算すると、結果的には順位変動に大きな影響がでていないということか。

(事務局)

各自治体の料金体系の考え方による部分なので、自治体によっては、この区分でも従量料金を設定しているところもある。今回の改定では、本市は、この区分については、従量料金を設定しないという体系を維持するため、結果的に順位変動が少ないということである。

(委員B)

公平性という意味では、問題があるようにも思う。少しでも水を使えば、基本料金以外にも負担すべきとも思う。

(事務局)

基本料金は、水を使う使わないにかかわらず、かかるものである。したがって、基本料金は、薄く設定しておいて、従量料金部分を手厚くもらおうというのが本市の考え方である。この考え方が自治体によって異なるため、結果的に、現在の順位となっている。

(委員B)

8 m³までの料金は、基本料金に含まれている、という捉え方で良いか。

(事務局)

よろしいかと思う。

(委員B)

特定の区分のところだけ、改定が無いのは、少し説明がしにくいかなとは感じる。何か政策的な理由付けがあれば説明しやすいが、いずれにしても、料金改定自体は、もうやむを得ないと考える。

(委員A)

基本料金というのは、設備の維持費ではないか。設備を維持するための最低限の料金は、広く負担いただくという捉えの方が納得感があるのではないか。

(委員C)

改定後も、8 m³までの部分は、従量料金が0円のままで、上がらないという理由は、何故なのかという疑問はある。

(膽熊公営企業管理者)

端的に言えば、もともと本市の基本料金は、安く、改定後も、その部分は維持するというようにご理解いただきたい。

(事務局)

料金体系の考え方については、この資料だけでは、分かりづらい部分があるので、次回審議会において、整理して、改めてご説明したい。

(委員A)

水道に関するものだが、A I 及び衛星を駆使した漏水調査を前橋市では、行なっていると聞いたが、効果のほどは、いかがか。

(事務局)

昨年度、A I によるリスク評価を行い、今年度から実際の調査を始めており、

職員のモチベーション向上にも繋がっている。漏水の発見率については、極端に上昇しているわけではないが、少しずつ精度が上がってきているように思う。

(委員A)

下水道については、同様の手法を導入する予定は無いのか。

(事務局)

やらなくとも良いとは、言えないが管内の圧力の違い等により、水道の方が漏水リスクが高いため、まずは、水道を優先すべきと考えている。

(事務局)

水道の方が道路陥没等の二次被害につながりやすい。また、地中で漏水しており、地上から見つけづらいケースも増えてきており、そういった意味でも、水道の方が導入効果が高いと考えている。また、A I が高リスクと判断したところから、優先的に調査をすることができるため、効率や費用対効果は、上がっていると思うが、今後、もう少しデータが揃ってくれば、改めて効果を検証したいと考えている。

(議長)

今回、改めて、改定率25%が示されたが、本日の審議会で、この数字を決定するということではないということでしょうか。

(膽熊公営企業管理者)

今回の説明の主旨とすると、このまま料金改定をしない場合、今後、赤字経営になってしまうので、改定をしていきたいということ及び改定を行う場合は、25%の改定が必要であるということを事務局として提案させてもらった上で、委員の意見を仰ぎたいというものである。

(議長)

事務局の提案内容は、承知した。一つ言えるのは、この段階で改定を行わない場合、問題の先送りで、将来世代が苦勞することになるということである。本日、示された使用料改定の目的、改定率25%、料金体系等について、事務局の提案内容を基本とし、資料P25にも記載のとおり、今回の提案内容を委員各自検討の上、次回審議会で、改定率及び使用料体系等について改めて議論し、仮決定をするということで、よろしいか。

一同承認

3 経営戦略策定スケジュール等の変更について

(議長)

スケジュール変更により、12月の審議会を経て、1月に公表予定となるとの説明があったが何か意見はあるか。無ければ、事務局の変更案で進めることとしてよろしいか。

一同承認

4 その他

(議長)

その他、全体を通して何かご意見があれば、お願いしたい。

(議長)

特にないようなので、次回、改めて審議し、改定率等を仮決定していきたいので、よろしくお願いしたい。

事務局から次回の審議会の開催予定が12月であることが伝えられた。

8 閉会